

令和 6年 10月 1日

お客さま 各位

北見信用金庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

この度、当金庫では政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、**令和7年1月5日(日)から**、下記の取組みを実施いたします。

今後もお客さまの多様なニーズにお応えするため、様々な商品・サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 2027（令和9）年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

2027（令和9）年4月1日（木）以降を期日とする手形等（同日以降が振出日の先日付小切手を含みます）について、代金取立の受付を停止いたします。

当該手形等を既にお持ちのお客さまは、令和6年12月30日（月）までにお取引店でお手続きをお願いいたします。

2. 当座預金の新規口座開設の停止

当座預金の新規口座開設を停止いたします。

実施日（令和7年1月5日）以降は、「普通預金」（無利息型・決済用預金を含みます）等をご利用ください。

なお、既に当座預金をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。

3. 一般当座貸越の新規申込の停止

一般当座貸越の新規申込を停止いたします。

なお、既に一般当座貸越をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。

4. 払戻請求書による当座預金からのお引き出しの取扱い開始

「当座勘定規定」を改定させていただくことにより、払戻請求書による当座預金からのお引き出しを開始いたします。ただし、預金者本人によるお引き出しであること、お取扱いは口座開設店に限ることとします。

なお、払戻請求書によるお引き出し時には、ご来店者に当金庫所定の本人確認書類の提示等を求める場合や法人等の代表者様への意思確認をさせていただく場合がございます。

※ 手形・小切手に代わる決済方法として「電子記録債権（でんさい）」「インターネットバンキング」等の電子決済サービスのご利用をご案内しております。この機会にぜひともご検討いただきますようお願い申し上げます。詳しくはお取引店にご相談ください。

以上